

中央卸売市場（南港市場）発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	令和3年度大阪市中央卸売市場南港市場受変電設備オーバーホール委託	02-01: 施設保守点検整備	日新電機(株)関西支社	2,255,000	令和4年1月18日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
2	大阪市中央卸売市場南港市場施設整備工事-2設計変更設計業務委託	300: 建築設計・監理	(株)大建設計	19,224,700	令和4年1月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G4	-
3	令和3年度大阪市中央卸売市場南港市場焼却処理設備オーバーホール業務委託(その2)	02-01: 施設保守点検整備	村瀬炉工業(株)	6,050,000	令和4年3月11日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
4	令和3年度大阪市中央卸売市場南港市場と畜解体処理設備オーバーホール業務委託	02-01: 施設保守点検整備	花木工業(株)大阪支店	5,749,700	令和4年3月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-
5	令和3年度大阪市中央卸売市場南港市場汚水処理設備オーバーホール業務委託(その2)	02-01: 施設保守点検整備	(株)清流メンテナンス	12,309,000	令和4年3月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	-

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和3年度大阪市中央卸売市場南港市場受変電設備オーバーホール委託

2 契約の相手方

日新電機(株) 関西支社

3 随意契約理由

本委託は、南港市場内の電気室に設置されている電力会社の変電所から20,000ボルトの電気を受電し、6,000ボルトに変圧し場内各所に送電する受変電設備に対しオーバーホールを行うものである。

本業務の実施にあたっては、場内全域の停電が必要であり、限られた時間内でオーバーホールを実施するためには、当該設備の構造や仕組み等を理解し手順を確実に把握していることが不可欠である。

したがって、本オーバーホールを密接不可分な関連機器に影響を与えることなく、責任を持って業務を行うことができるのは、製造者かつ施工業者である日新電機(株)のみであるため、本業務を同社に実施させるものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当 (電話番号 06-6675-2015)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場施設整備工事－2 設計変更設計業務委託

2 契約の相手方

株式会社大建設計

3 随意契約理由

本業務は、「大阪市中央卸売市場南港市場施設整備工事－2」の施工に際して、地中障害物の掘削撤去の実施等が必要となったため、設計変更に必要な設計図面の作成等を行うものであり、「大阪市中央卸売市場南港市場施設整備実施設計業務委託（以降、当初設計という。）」の設計図面を修正して業務を行う必要がある。

設計業務については、委託業務の完了日以降も引き続いて、設計者としての瑕疵責任を負うことから、成果物である設計図書に変更や修正を加える場合は、その責任の所在を明確にする必要がある。

当初設計の受注者である株式会社大建設計に委託することにより責任の所在が明確となるとともに、設計内容を熟知しているため、迅速かつ効率的な業務を行うことができる。

上記の理由により、当初設計を行った株式会社大建設計と特名随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当（電話番号 06-6675-2015）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和3年度大阪市中心卸売市場南港市場
焼却処理設備オーバーホール業務委託（その2）

2 契約の相手方

村瀬炉工業株式会社

3 随意契約理由

本業務委託は、南港市場で行われると畜業務で発生する動物性残渣及び解体後検査廃棄物等を処理する焼却処理設備が経年劣化し、十分な能力を発揮できなくなる恐れがあるため、オーバーホール作業を行うことで機能を回復するものである。

南港市場の焼却処理設備は、株式会社不二越の制御システム及び純正部品によって構築されており、そのオーバーホールの際は同社の知識及び技術力を活用して実施することが不可欠である。

しかしながら、株式会社不二越は近畿地区における協力会社である村瀬炉工業株式会社に本設備の保守及び修繕等に関する業務そのものを移管し、当該処理施設関連プラントにかかる業務を平成19年に撤退した。

村瀬炉工業株式会社は、本設備についての図面及び設計施工管理のノウハウを株式会社不二越より引き継いでおり、同社でなければ本業務で要求する仕様のオーバーホールを実施することができず、さらに業務完了後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ない。

したがって、本業務委託に対して一貫して責任を持たせることができる業者は、村瀬炉工業株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中心卸売市場南港市場設備担当（電話番号 06-6675-2015）

随 意 契 約 理 由 書

1 案件名称

令和3年度大阪市中央卸売市場南港市場
と畜解体処理設備オーバーホール業務委託

2 契約の相手方

花木工業株式会社大阪支店

3 随意契約理由

本業務委託は、南港市場で行われる牛及び豚のと畜で使用する解体処理設備が経年劣化し、十分な能力を発揮できなくなる恐れがあるため、オーバーホール作業を行うことで機能を回復するものである。

当該設備の製造及び施工を実施したのは六星工業株式会社であるが、同社は、当該設備にかかる一切の業務を花木工業株式会社に移管し、平成18年3月に撤退している。

花木工業株式会社は、食肉処理機械プラントの設計・製作・施工・保守管理における業界最大手であり、専門の知識及び技術力並びに緊急時の連絡出動体制を整えている関西で唯一の業者である。

また、当該設備についての図面及び設計施工管理ノウハウを六星工業株式会社より引き継いでおり、制御システム及び現場実状を熟知しており、同社でなければ整備技術面での対応は不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、施工後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ない。

したがって、本委託に対して一貫して責任を持たせることができる業者は、花木工業株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当（電話番号 06-6675-2015）

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度大阪中央卸売市場南港市場
汚水処理設備オーバーホール業務委託（その2）

2 契約の相手方

株式会社清流メンテナンス

3 随意契約理由

本業務委託は、南港市場で行われると畜業務で発生する汚水を適切に水処理し、適正な水質に改善させ下水放流するための汚水処理設備が経年劣化し、十分な能力を発揮できなくなる恐れがあるため、オーバーホール作業を行うことで機能を回復するものである。

当該設備の製造及び施工を実施したのは、株式会社セキスイエンバイロメント（現積水アクアシステム株式会社）であるが、保守点検等については、株式会社清流メンテナンスにすべて移管しているため、同社でなければ整備技術面での対応は不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性（製造物責任）に対して保証することが出来ない。

したがって、本業務委託に対して一貫して責任を持たせることができる業者は、株式会社清流メンテナンスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪中央卸売市場南港市場設備担当（電話番号 06-6675-2015）